

広島県選挙管理委員会告示第四十六号

平成二十四年四月八日執行の福山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成二十四年八月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

裁 決 書

広島県福山市春日町五丁目5番8-506号
審査申立人 畑 谷 和 男

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成24年6月1日付けで提起のあった平成24年4月8日執行の福山市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立て等の要旨

- 1 申立人の申立ての趣旨は、福山市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）が申立人に対して行った平成24年5月25日付けの本件選挙の当選の効力に関する異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）の取消しを求めるものであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。
 - (1) 本件選挙における最下位当選人土屋知紀と、次々点者である申立人の得票差は29票差であり、無効票として扱われた1,817票の中には、申立人の有効票があり、順位の変替が見込まれることから、すべての無効票の再点検をしていただきたい。
 - (2) さらに、全ての候補者の得票の中に申立人の有効票が誤って混入している可能性があることから、すべての有効票について再点検をしていただきたい。
 - (3) 前記(1)、(2)については、開票時の作業に次のような不自然で疑念を抱く状況があったために、投票用紙の再点検を強く要請するものである。
 - ア 午後11時30分から11時45分にかけて、開票整理台にほとんど用紙が残っていなかった際に、100票に満たない端数（10票前後）の有効票がそれぞれの候補者の得票台に置かれていた。この時「申立人」、「高木たけし」、「桑田まゆみ」の3候補にそれぞれ2,400票が、「土屋ともり」候補に2,300票が置かれていたが、そのうち「高木たけし」に100票が、「土屋ともり」に200票が上乗せされた。2名にのみ、これだけのまとまった票がどこから出てきたのか疑念がある。

イ 午前0時00分現在の開票速報（開票率99%）では、残票が1,820票あった。残票は、開票された後49名の候補者の得票と無効票などに分けられるべきものと考えられるが、5分後の0時05分に出された確定開票速報では残票のほとんどである1,817票が無効票となり、2票が按分票、1票が不足票（おそらく持ち帰り票）とされた。これら残票の扱い方が不自然であり、この残票中に申立人の30票を超える有効票が含まれているものとする。

ウ 開票整理台「無効票」のスペースには、午後11時00分頃からずっと200票余りの無効票が置かれており、確定時までそのまま変化がなかった。残票1,820票のほとんどが無効票であるならば、この整理台上にあった無効票200票の扱いはどうなるのか。合計すると無効票は2,000票を超えるのではないかと、という合理性を欠く状態がみられる。

エ 市選管の説明によると、無効票のうちの900票余りは白票であったが、それらがもっと早い時間（午後11時頃）から「無効票」整理台上に置かれていなかったのはなぜか。同じ無効票なのに整理台上に置かれているものとそれ以外の場所に置かれるものに分けられている、このような不自然な置き方が公平な開票作業の中で起こりうるのかという疑念がある。

オ 申立人は選挙区内に特別の地盤（地元地域）があるわけではなく、いわゆる全国区的な候補者であった。それゆえに開票では、どの地域からも平均して得票がみられることが予想された。実際に6割程度の開票段階で申立人の得票は2,000票に達し、最終的には3,000票前後になることが予想できた。にもかかわらず、その後の得票の出方が不自然であった。また、前記アで述べたように、下位の当選者2名のみ終盤の作業で100票、200票のまとまった得票が置かれたことも不自然であり、「不正な操作がおこなわれているのではないかと」という疑念さえ持たざるを得ない状態であった。

2 市選管の弁明の趣旨は、本件審査の申立てを棄却するよう求めるというものであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

(1) 審査の申立ての理由での主張事実のうち、最下位当選人土屋知紀と、次々点者である申立人の得票差が29票差であることは認め、その余の事項は否認する。

(2) 申立人から平成24年4月11日付けで、本件選挙についての当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）が市選管になされたため、同月20日に申立人の口頭意見陳述を実施し、同年5月17日

選挙立会人に対する証人尋問、関係職員の事情聴取を行い、同月25日付けで異議の申出を棄却する決定を行ったものである。

- (3) 申立人はすべての無効票の再点検を求めているが、本件選挙の開票においては、無効票については、無効投票決定箋を付し、選挙立会人全員が確認し押印しさらに選挙長の確認を得て決定している。

また、選挙立会人5人の証人尋問を行ったところ、すべての証人が、白紙投票を含め、無効とされた1,817票の中に申立人の有効となるような得票はなかったと証言しており、さらに、証人のうちの1人は氏名のほか他事記載があることから無効投票となったものがあったが、すべての候補者について公平に判定してあったことが証言され、また、審査係長の意見においても、選挙立会人から意見が出たり、審査係の見解が覆されたりすることはなかったとのことであった。

- (4) 申立人はすべての有効票の再点検を求めているが、開票事務は次のように行われ、確定されたものである。

ア 開披台の投票のうち点字投票を除きすべての投票の天地、表裏を合わせる。

イ 点字投票は審査係に回付し点字解読者により分類する。天地、表裏を合わせた投票を、第1段階において7台の投票用紙読取分類機により分類する。投票用紙読取分類機5台は7つの候補者グループと読取不能票(疑問票、白紙投票、按分票)に分類する。2台では、4つの候補者グループと20又は21人の候補者個人別の得票と白紙投票、読取不能票(疑問票、按分票)に分類する。第2段階において8台の投票用紙読取分類機により候補者個人別の得票に分類する。

これは、最初に候補者全員の有効票のプログラムを作成し7人ぐらいのグループに分類し、次に候補者別に分類を行うため、最初の分類においてはグループではあるがそのグループ以外の候補者の得票はなく、さらに別の投票用紙読取分類機で候補者別に分類するので2回の分類を行っていることになる。

ウ 候補者個人別の得票は、点検係において他の候補者の得票が混入していないか確認を行い計数係へ回付する。

エ 読取不能票は、検査係において有効投票と疑問票、白紙投票、按分票に分類し、有効投票は候補者別に分類した上でさらに2度の確認を行い計数係に回付する。

オ 検査係において疑問票、白紙投票、按分票に分類された投票は、審査係において有効無効の審査判定をする。なお疑義のある投票については、選挙立会人の意見を聴き、有効投票か無効投票かの取扱いを決定する。

無効投票については、無効投票決定箋を付し、選挙立会人全員が確認押印しさらに選挙長の確認を得て決定している。

以上のように分類の第1段階において、すべての投票を投票用紙読取分類機により有効投票と読取不能票に分類しており、読取不能票についてもその中の有効投票については3度以上の点検をしている。このように複数の開票事務従事者により入念な点検が行われており、厳正な得票結果である。

このことは、証人尋問で5人の証人すべてが、分類、点検等、開票作業に立会い、開票作業全般になんら不審な点はなかったと証言している。

(5) 申立人は、投票用紙の再点検の必要性として、開票時の作業に不自然で疑念を抱く状況があったとする。しかし、次のとおり、開票作業に問題はなかった。

ア 前記1の(3)のアについては、開票速報は午後10時30分を初回として、以後30分ごとに行っており、速報数値は発表時刻の約10分前現在で集計している。したがって、午後11時30分の開票速報は、概ね午後11時20分現在までに開票システムに入力された開票状況であり、得票は入力後開票整理台に積まれることになっている。このことは、開票速報、入力データ一覧表でも確認できるように、午後11時16分以降申立人の得票が100票、「高木たけし」に200票、「土屋ともり」に300票、また、100票に満たない端数票が入力されており、入力後開票整理台に積まれたことになんら問題はなく、このことについて証人尋問で5人の証人すべてが、午後11時45分前後開票整理台に積まれている候補者別の有効投票得票及び無効投票について、不審に感じることはなかったと証言し、さらに証人のうち1人は、厳正にきちんと見て間違いがなかったと証言されている。

イ 前記1の(3)のイについては、開票は按分の基礎となる有効投票の確定から行うのが通常である。また、(3)で述べたように証人尋問で5人の証人すべてが、白紙投票を含め、無効とされた1,817票の中に申立人の有効となる得票もなかったと証言している。

ウ 前記1の(3)のウ及びエについては、開票作業中、自由に開票整理台のそばに行き得票を確認することができる立場にあった選挙立会人のうち、証人尋問で5人の証人すべてが、分類、点検等、開票作業について、不審に感じることはなかったと証言している。

エ 前記1の(3)のオについては、開票速報は午後10時30分が31.14%、午後11時00分が90.73%と速報を行っているが、申立人が述べる6割程度の開票速報は行っていない。

(6) このように、審査の申立ては具体的に当選人決定の誤りを指摘したのではなく、単に可能性や推測に基づき主張するものである。各候補者の得票数については、開票事務従事者の厳正な開票作業を経て行われており、投票用紙の再点検の必要はなく、選挙会の決定についてはなんら違法性がないものであり、申立人が主張する当選無効に関する審査の申立てはなんら根拠がないものである。

なお、市選管は、証拠として、次の書類を提出した。

- ・ 本件異議の申出を棄却する決定書（謄本） 1 通
- ・ 本件選挙の選挙録（謄本） 1 通
- ・ 本件選挙の開票事務処理要領 1 通
- ・ 本件選挙の投開票事務処理要領 1 通
- ・ 本件選挙の開票事務進行次第 1 通
- ・ 本件選挙の開票速報（中間・結果）要領 1 通
- ・ 本件選挙の選挙立会人用開披・審査マニュアル 1 通
- ・ 本件選挙の按分の内訳票 1 通
- ・ 本件異議の申出の審理における証人尋問の調書（謄本） 1 通

3 申立人は、市選管の弁明に対し、反論書を提出した。その主張を要約すれば、次のとおりである。

(1) 本件異議の申出後、4月20日に口頭意見陳述が実施されたが、その後の選挙立会人に対する証人尋問、関係職員に対する事情聴取は、5月17日とその実施が遅く、市選管の不誠実さを示している。

(2) 開票作業がマニュアルに沿って厳正に行われたとの主張であるが、開票作業をずっと観察されていたいわゆる選挙マニアのAさんが「何か（不正操作を）やったな」と直感された疑念が払拭されない。開票作業が厳正に行われた証拠として「実際に票の点検を行っても間違いがなかった」ことが証明されることが必要である。

また、元福山市職員のBさんは、過去の選挙において、投票終了時の各投票所での残票（用意していた投票用紙の数から、使用された投票用紙を減じた数）と実際に残った枚数が大きく異なっても何の問題にもしなかったという現場を目撃されている。このようなずさんな処理が平然と行われる選挙管理のもとでの開票作業を100%信用しろというのが無理である。

(3) 「高木たけし」、「土屋ともり」の2候補にのみまとまった票が開票整理台上に積まれたタイミングがあまりに遅く不自然であり疑念を感じることに對して、何の弁明もなされていない。この作業をみていた前述のAさんが不審だと感じたにもかかわらず、それを感じなかった5人の証人の証言自

体が信用できるものではない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めて受理し、市選管から弁明書を徴するとともに、職権により審理に必要な資料の提出を求めた。また、当委員会は、申立人の申立てに基づいて口頭による意見の陳述を実施するとともに、弁明書に対する反論書を徴し、慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

- 1 市選管から提出のあった本件選挙の選挙録（謄本）では、有効投票は181,254票、無効投票は1,817票（うち白紙投票923票）である。
- 2 申立人は、前記本件選挙のすべての有効投票と無効投票の再点検を求める理由として、市選管の開票作業に疑念があることを申し立てている。

市選管の弁明において、得票は、開票入力システムに入力された後に開票整理台に積まれたとしているので、当委員会は市選管にその入力状況が確認できる入力データ一覧表の提出を求めた。

提出された入力データ一覧表によれば、午後11時16分に申立人の得票が100票、同分に土屋ともりの得票が300票、同時19分に高木たけしの得票が200票入力され、これは午後11時30分現在の開票速報に反映されている。

また、100票に満たない端数票は、前記いずれの候補も午後11時24分以降に入力され、これは午前0時00分現在の開票速報に反映されており、その入力状況は市選管の弁明と合致している。

- 3 申立人の疑念は、本件選挙の選挙録に記載されている候補者の得票と、該当候補者名が記載された投票の数が整合していないのではないかという点に集約されると考えられるが、市選管の開票は投票用紙を結束しこの束にバーコードを付して管理するシステムであり、バーコード管理されていない投票用紙がない限り、開票所で開被された投票用紙は、このシステムで管理されることとなる。本件選挙における投票者数183,072人に対し、投票総数は183,071票であり、申立人も言及しているがその差1票は持ち帰り票とされ、投票者数と投票総数はほぼ合致しており、開被された投票用紙はこのシステムで管理されていたものと判断される。

開票入力システムに有効投票の得票データの入力を行った後、開票整理台に置くまでの時間については、法令などでの定めがあるようなものではなく、またこれは白紙投票などの無効投票についても同様である。いずれの投票も、入力からある程度時間を経過して開票整理台に置かれたとしても、開票事務

執行上違法性があるものではない。

また、申立人は、午前0時00分現在の開票速報では、残票が1,820票あったが、5分後の午前0時05分に出された確定開票速報では残票のほとんどが無効票となり、これら残票の扱い方が不自然であるとするが、午前0時00分現在の時点では、投票用紙は候補者別の有効投票（按分票）及び無効投票に分けられ、既に選挙立会人全員及び選挙長の点検が行われていたと考えられるのであって、これらの残票が短時間に選挙立会人及び選挙長の点検に付されたものではない。

- 4 さらに、申立人は、申立人の言う選挙マニアのAさんの本件選挙の開票作業に対する疑念、過去の選挙における元福山市職員のBさんの目撃談を基に、本件選挙の選挙立会人の証言を根拠にする市選管の主張に反論する。

しかし、本件異議の申出の審理において証人となっている選挙立会人は、候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、選挙長を補助して、開票事務に参画し、その公正な執行を確保することを、その任務としている。

また、公職選挙法の規定に基づく証人尋問は、証人がその住所、氏名などを明らかにして行うものであり、証人が虚偽の陳述を行った場合には同法の規定により処罰されるとともに、証人は証言する前にその旨の説明を受けたうえで証言するため、その証言は証拠としての価値が高い。一方、Aさん及びBさんの発言は、その住所、氏名を明らかにしない匿名者のものであり、証人の証言を覆すに足るものではない。

- 5 この他市選管から提出のあった本件選挙の開票事務処理要領、選挙立会人用開披・審査マニュアルなどの証拠書類からしても、本件選挙における市選管の開票事務に違法性はない。

その他申立人の主張は、本件選挙における投票の記載を摘示してその有効無効の判断を求めるなど具体的なものでなく、一般的な可能性や推測に基づいた主張にとどまるものであり、当委員会において投票の再点検をする必要性まではないと判断される。

- 6 結局、申立人から原決定を覆すに足る事実は示されず、申立人の主張は単なる憶測の域を出ないものと判断せざるを得ないことから、原決定を取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成24年8月21日

広島県選挙管理委員会
委員長 橋本宗利